

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-航空分野の基準について-

平成31年3月
法務省・国土交通省編

(制定履歴)
平成31年3月20日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、航空分野についても「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第360号。以下「告示」という。）において、航空分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。
- 二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分3(1)ア関係

空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）

イ 試験区分3(1)イ関係

航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

- 航空分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。
 - ・ 空港グランドハンドリングの業務区分（空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）については、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務（以下「空港グランドハンドリング」という。）が対象となります。
 - ・ 航空機整備の業務区分（航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）については、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般（以下「航空機整備等」という。）が対象となります。
 - ・ なお、業務の遂行に際しては、航空法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。
- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されま
す（注）。
（注）専ら関連業務に従事することは認められません。
 - ・ 事務作業
 - ・ 作業場所の整理整頓や清掃
 - ・ 積雪時における作業場所の除雪
- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。
（URL：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html）

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9-1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は航空分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

ア 「航空分野技能評価試験（仮称）（空港グランドハンドリング）」

イ 「航空分野技能評価試験（仮称）（航空機整備）」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で習得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを

起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として航空分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- なお、航空分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 技能水準を証するものとして次のいずれか
 - ・ 航空分野技能評価試験（仮称）（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し
 - ・ 航空分野技能評価試験（仮称）（航空機整備）の合格証明書の写し
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

<技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・ 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）
 - * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。
- 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出

が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「航空分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 空港グランドハンドリングの業務区分の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。
- 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者（以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。）若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。前者については、自らが航空機整備等に係る能力について認定を受けた者であることを証明する必要があります。後者については、委託元が航空機整備等に係る能力について認定を受けた者であることを証明するとともに、自らが当該委託元から業務の委託を受けた者であることを証明する必要があります。
- 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

- 1号特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。円滑な受入れのためには、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の前に、協議会に加入することが望まれます。なお、上述のとおり、1号特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会に加入することが必要です。
- なお、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。
(URL : http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html)

【確認対象の書類】

(空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)

- 次のいずれか該当するもの。
 - ・ 国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書（写し）、または、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者による営業の承認、許可を証明する書類（写し）
 - ・ 航空法に基づく航空運送事業の経営許可書（写し）
- 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書（航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関））（航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関））
- 次のいずれか該当するもの
 - ・ 航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者（下記の能力に限る）であることを証明するもの（国土交通省航空局の「航空安全情報管理・提供システムの認定事業場検査履歴」に掲載される事業場情報一覧による。）
 - 能力3： 航空機の整備及び整備後の検査の能力
 - 能力4： 航空機の整備又は改造の能力
 - 能力7： 装備品の修理又は改造の能力
 - ・ 航空機整備等に係る能力について認定を受けた者から業務の委託を受けた者にあつては、委託元に係る上記の書類及び委託契約書（写し）
- 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書（航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関）））

(登録支援機関)

- 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書（航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9-2号）（登録支援機関））

【留意事項】

- 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
- 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「航空分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のもとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該1号特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9-1号（特定技能所属機関））

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
			職種		作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	
【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等)	航空分野技能評価試験(仮称) (空港グランドハンドリング)	国際交流基金日本語基礎テスト	空港グランド ハンドリング	航空機地上支援	/	
		日本語能力試験(N4以上)				
【特定技能1号】 航空機整備 (機体, 装備品等の整備業務等)	航空分野技能評価試験(仮称) (航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/		/
		日本語能力試験(N4以上)				